

最

低

賃

金

あなたの街**愛知県**の

地域別最低賃金は

時給 **1,195** 円

午後10時～午前5時に勤務する場合

深夜割増25%が加算

時給 **1,494** 円

岐阜県 1,121円 三重県 1,143円 静岡県 1,154円

東京都 1,280円 大阪府 1,231円

2026年10月1日～順次適用

ご存じですか？

下回ったら法律違反！

最低賃金額を下回ると法律違反となり、
その差額を支払う義務があります。

都道府県ごとに
毎年見直し



業種によっては
より高い最低賃金が適用

鉄鋼業

自動車・同附属品製造業

各種商品小売業

出版業

など、都道府県により異なります

派遣先の最低賃金を適用

派遣で働く方には派遣元でなく、
派遣先の最低賃金が適用されます。



最低賃金をチェックしてみましょう!



ステップ1

確認

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（〇皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当では含まれません。

対象

基本給 + 諸手当

対象でない

×ボーナス ×残業代 ×皆勤手当
×通勤手当 ×家族手当 ×その他臨時の手当

ステップ2

比較

雇用契約書や就業規則で定められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。それをもとに以下の計算式で算出した金額と最低賃金額とを比較します。

時給の人	時給額
日給の人	日給額 ÷ (1日の所定労働時間)
週給の人	週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)
月給の人	月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)
歩合給の人	専門家にお問い合わせください。

ステップ3

対策

もし従業員の方一人でも最低賃金より下回る人がいれば、すぐに対策が必要です。また、業種によってはより高い最低賃金が適用される場合があったり、場合によっては各都道府県の労働局長の許可を得ることで最低賃金が減額されるケースもあります。詳しくは専門家までご相談ください。

50万円
以下の
罰金

企業・店舗の
マイナス
イメージ

当事務所にご相談ください

給与シミュレーション

正社員や歩合制の方など雇用形態問わず最低賃金法の対象となります。また、給与は従業員のモチベーションや会社の生産性に大きく関わります。会社、従業員様にとって最適な給与設計をお手伝いします。

労務リスク診断

最低賃金の差額や残業代の未払いだけでなく、情報漏えいやハラスメント問題など、人事労務に関するリスクは多岐に及びます。もしものことがあったとき、会社は金銭だけでなく信用も失います。当事務所では労務リスク診断により事前に問題を把握することで、トラブルを未然に防ぐことができます。

お問合せは

社会保険労務士法人 長谷川社労士事務所
TEL: 052-621-0613

〒458-0823

愛知県名古屋市緑区太子1丁目361番地

E-mail: fx7ab6@bma.biglobe.ne.jp

URL: <http://hasegawasyaroushi.com>